

令和5年8月

京都地方税機構議会定例会会議録

令和5年8月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和5年8月7日）

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 出席議員氏名 | 3 |
| 1 | 欠席議員氏名 | 4 |
| 1 | 議事日程（第1号） | 4 |
| ○ | 隅山臨時議長開会宣告 | 4 |
| 1 | 議員異動報告 | 4 |
| 1 | 議席の指定 | 5 |
| 1 | 議長選挙の件 | 5 |
| ○ | 荒巻議長就任挨拶 | 5 |
| 1 | 議事日程（第2号） | 6 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 1 | 会期決定の件 | 7 |
| 1 | 副議長選挙の件 | 7 |
| ○ | 上原副議長就任挨拶 | 7 |
| 1 | 第1号議案 | 8 |
| ○ | 山崎広域連合長の提案理由説明 | 8 |
| 1 | 一般質問 | |
| ○ | 田井稔議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁 | 8 |
| ○ | 光永敦彦議員の質問並びに山崎広域連合長、山崎事務局長及び井関業務課長の答弁 | 11 |
| 1 | 第1号議案（質疑・討論・採決） | |
| ○ | 坂本優子議員の討論 | 18 |
| ○ | 松山義宗議員の討論 | 20 |
| 1 | 第1号議案、認定 | 21 |
| ○ | 荒巻議長閉会宣告 | 21 |

○ 上 程 議 案 等

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 |
|------|------------------------------------|------|
| 1 | 議長選挙の件 (荒巻隆三君 当選) | — |
| 2 | 副議長選挙の件 (上原敏君 当選) | — |
| 第1号 | 令和4年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に 付する件 | 認 定 |

令和5年8月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和5年8月7日（月）午後2時00分開会

○出席議員（31名）

| | | | | | |
|---|---|---|----|---|---|
| 荒 | 卷 | 隆 | 三 | 君 | |
| 中 | 村 | 正 | 孝 | 君 | |
| 酒 | 井 | 常 | 雄 | 君 | |
| 光 | 永 | 敦 | 彦 | 君 | |
| 岡 | 本 | 和 | 徳 | 君 | |
| 小 | 鍛 | 治 | 義 | 広 | 君 |
| 岩 | 崎 | 崇 | 央 | 君 | |
| 山 | 本 | 治 | 兵衛 | 君 | |
| 酒 | 井 | 裕 | 史 | 君 | |
| 坂 | 本 | 優 | 子 | 君 | |
| 今 | 川 | 美 | 也 | 君 | |
| 松 | 浦 | 登 | 美義 | 君 | |
| 菱 | 田 | 光 | 紀 | 君 | |
| 上 | 原 | | 敏 | 君 | |
| 山 | 田 | 千 | 枝子 | 君 | |
| 広 | 垣 | 栄 | 治 | 君 | |
| 寺 | 田 | 圭 | 佑 | 君 | |
| 向 | 川 | | 弘 | 君 | |
| 多 | 賀 | 野 | 一 | 彦 | 君 |
| 前 | 田 | 義 | 明 | 君 | |
| 森 | 本 | | 隆 | 君 | |
| 北 | 村 | 吉 | 史 | 君 | |
| 田 | 井 | | 稔 | 君 | |
| 脇 | 本 | 尚 | 憲 | 君 | |
| 山 | 内 | 実 | 貴子 | 君 | |
| 井 | 上 | 武 | 津男 | 君 | |
| 青 | 木 | | 敏 | 君 | |
| 徳 | 谷 | 契 | 次 | 君 | |
| 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 | |
| 松 | 山 | 義 | 宗 | 君 | |
| 宮 | 崎 | 有 | 平 | 君 | |

○欠席議員（1名）

松本俊清君

○議会事務局

議会事務局長

菱木智一

議事日程（第1号）令和5年8月7日(月)午後2時00分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 議長選挙の件

以上

○**議会事務局長（菱木智一君）** 本日招集されました令和5年8月京都地方税機構議会定例会は、前議長及び前副議長の機構議会議員の任期満了後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が議長の職務を行うこととされております。出席議員中、年長議員は隅山卓夫議員でございますので、御紹介を申し上げます。

○**臨時議長（隅山卓夫君）** ただいま御紹介いただきました隅山卓夫でございます。

本日招集をされました8月定例会に当たり、地方自治法第107条の規定により、僭越ながら、出席議員中、年長議員のゆえをもちまして、私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

これより令和5年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。荒巻隆三君、池田正義君、家元優君、光永敦彦君、平井斉己君、諸岡美津君、足立治之君、山崎匡君、鈴木崇義君、福井英昭君、乾秀子君、小川直人君、向川弘君、山本和延君、中野ますみ君、藤井清隆君の議員任期満了に伴い、京都府議会から荒巻隆三君、同じく、中村正孝君、同じく、酒井常雄君、同じく、光永敦彦君、同じく、岡本和徳君、同じく、小鍛冶義広君、福知山市議会から岩崎崇央君、宇治市議会から坂本優子君、同じく、今川美也君、亀岡市議会から菱田光紀君、城陽市議会から上原敏君、八幡市議会から寺田圭佑君、京田辺市議会から向川弘君、木津川市議会から森本隆君、久御山町議会から田井稔君、和束町議会から井上武津男君が選出をされましたので、御報告いたします。

また、森田喜久君、長本義浩君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

新たな選出議員として、宮津市議会から松浦登美義君、精華町議会から青木敏君が選出されましたので、ご報告をいたします。

○臨時議長（隅山卓夫君） 次に日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました荒巻隆三君ほか17名の議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

○臨時議長（隅山卓夫君） 次に日程第3「議長選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（隅山卓夫君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（隅山卓夫君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議長に荒巻隆三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました。荒巻隆三君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（隅山卓夫君） 御異議なしと認めます。

よって、荒巻隆三君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選をされました荒巻隆三君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

荒巻隆三君から御挨拶の申し出がございますので、これを許可します。荒巻隆三君。

〔荒巻隆三君登壇〕

○議長（荒巻隆三君） ただいま皆様の御推挙を賜りまして、引き続き議長の命を仰せつかりました荒巻隆三でございます。

この上は公正に、そして円滑に、議事の運営に全力を尽くしてまいります所存でございます。どうぞ、議員の皆様からの御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（隅山卓夫君） 議長、議長席にお着きを願います。

〔臨時議長隅山卓夫君議長席を退く〕

〔議長荒巻隆三君議長席に着く〕

○地方自治法第 121 条の規定による出席要求理事者

| | |
|------------------|-------|
| 広域連合長 | 山崎善也 |
| 副広域連合長 | 古川博規 |
| 事務局長 | 山崎隆一 |
| 事務局次長兼総務課長兼会計管理者 | 福山誠一 |
| 事務局業務課長 | 井関秀之 |
| 事務局法人税務課長 | 土野池典子 |
| 事務局業務課参事 | 森田嘉彦 |
| 事務局業務課参事 | 高見眞司 |
| 事務局法人税務課参事 | 金崎昌和 |

議事日程（第 2 号）令和 5 年 8 月 7 日（月）午後 2 時 08 分開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員指名の件
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 副議長選挙の件
- 第 5 第 1 号議案（広域連合長説明）
- 第 6 一般質問
- 第 7 第 1 号議案（質疑・討論・採決）

以 上

○議長（荒巻隆三君） これより議事日程第 2 号により議事を進行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。日程第 1「諸報告」。

監査委員から例月出納検査の結果報告 6 件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、先に送付しておきましたのでお調べおき願います。

また、例月出納検査の結果報告は、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

次に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第 100 条の規定により、私から酒井常雄君及び徳谷契次君を指

名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に日程第3「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いをいたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に日程第4「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思いをいたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思いをいたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

それでは、副議長に上原敏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、私から指名いたしました上原敏君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認めます。

よって、上原敏君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました上原敏君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで上原敏君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

上原敏君。

〔副議長上原敏君登壇〕

○副議長（上原敏君） 失礼いたします。ただいま副議長に選出をいただきました城陽市議会議員の上原敏でございます。市議会議員も3期目とは言え、まだまだ至らぬところがあるに故、大変恐縮をしておりますが、就任いたしますからには、微力ではございますが、荒巻議長を支え、当議会の円滑な運営と税行政の健全な執行のために全力を傾注する所存でございます。全議員の皆様方の議会運営の御協力を心からお願いをいたしまして、就任の御挨拶とさせていただきますと存じます。

選出、誠にありがとうございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5「第1号議案」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日、ここに令和5年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、議題となりました第1号議案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求めるものでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第6「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、田井稔君に発言を許します。田井稔君。

〔田井稔君登壇〕

○田井稔君 久御山町議会選出の田井稔でございます。今年4月に町議会議員となりまして、また、この度、税機構の議員に選出されました。久御山町の住民、更には、京都府民が自分らしく生き生き暮らせるまちづくりに向けて、貢献できるよう頑張っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、徴収業務の状況について数点質問させていただきます。

まず、我が久御山町では、本町が目指すまちの姿を第5次総合計画におきまして、「つながる心、みなぎる活力、京都南に『きらめく』まち ～夢いっぱい コンパクトタウンくみやま～」として掲げ、人の視点、環境の視点、協働の視点に立ったまちづくりを進めております。この総合計画に即した事業を着実に実施していくため、久御山町総合戦略を策定し、人口減少や高齢化社会に対応すべく、現在の人口規模や出生数を維持することなどを目標として、本町の特色を活かした戦略的な取組を展開しているところでございます。

また、令和5年度は「絆の再構築」として、地域、人と人、子育てを推進する積極的な予算編成をしておりますが、質の高い魅力ある行政サービスを提供し続けるためには、持続可能な行財政運営にも取り組まなければなりません。

本町の財政状況と言え、実質単年度収支は平成27年度から7年連続して黒字、財政力指数は令和3年度1.119と4年連続で1.1台を維持し、町税収入も令和5年度は前年度比で約1億2千万円の増収を見込んでいるところでございます。

また、昭和47年度から52年間連続で普通交付税の不交付団体でもあるところでございます。

そういった中、昨今の経済情勢も企業業績の回復や個人消費の持ち直しが見られるところがありますが、反面、新型コロナウイルス感染症の先行きにはまだまだ不透明感があること、物価高騰や円安の経済に与える影響が危惧されること、そして、今後も高齢化社会で義務的経費が益々増加していくことなどを考えますと、本町においても事業のスクラップ・アンド・ビルド等で歳出の抑制に取り組むとともに、主要な財源である税収の確保には鋭意努力して

いかなければなりません。税収の減少は、不交付団体であるが故に、町の財政に大きな影響を与えるためでございます。

本町では、第7次行政改革大綱において、歳入確保の取組の一つに、「京都地方税機構との連携を強化し、町税収入の確保を図る。」ことを掲げていますが、そこで、税機構の徴収の活動についてお伺いいたします。

税機構の徴収業務が開始され十数年が経過し、一般税に加え、国民健康保険税や料も案件の移管を受けて滞納整理を進めてこられました。実績も踏まえ、共同化でどのような効果があったのかまずはお教えてください。

次に、滞納処分の内容についても、具体的にお聞きしたいと思います。

税機構が設立されるまでは、多くの構成団体では職員と住民との距離が非常に近いこともあって、訪問催告などで納税をお願いするといった納税折衝中心の徴収業務となり、法律に従った事務処理まではなかなかできていなかったのではないかと思います。また、構成団体間や職員間においても、どの段階でどのような対応を具体的にすることも様々であったと思います。これでは、府域全体で滞納整理がなかなか進まないのは当然であります。税機構では、これまでどういったお考えでどのような滞納処分を進められてこられたのかお教えてください。

そして三つ目でございます。そもそも税は納期内納付が本来のあるべき姿であります。よって、納付が納期限から遅れば遅れるほどあるべき姿から離れてしまいます。そこで、滞納整理は早期に着手することが重要であり、そのためには滞納者の資力や資産に関する情報をいち早く把握しなければなりません。税機構では、滞納整理において有用な滞納者の情報を構成団体からどのように入手されているのか、事例として御紹介ください。

そして最後に、この徴収業務の今後の方向性についてお聞きさせていただきます。

税機構に派遣された職員のこれまでの研鑽と頑張りによって、各構成団体の滞納繰越額は大きく減少しましたが、滞納額は依然として存在しております。

久御山町の第7次行政改革大綱では、令和7年度末の数値目標の一つに税収納率 100%を掲げており、適法に成立した納税義務である以上、行政は滞納額ゼロを目指して、引き続き努力していくことが必要と考えます。

これまでのコロナ禍や長引く物価の高騰により、税機構へ移管された滞納案件にそうした影響を強く受けたものが数多くあるとは思いますが、税機構として、今後どのようなお考えを持って滞納整理に取り組まれるのか、お聞かせください。

以上、御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは私からは、当機構の徴収業務共同化のこれまでの効果と今後の取組の方向について御答弁申し上げます。

当機構は発足以来、滞納者の生活状況等も踏まえた納税相談や、法に基づく差押え、換価、公売といった滞納整理を積極的に行ってまいりました。

その結果、当機構の年度別の収納率は、業務を本格的に開始いたしました平成 22 年度の

34.8%から令和4年度の52.9%と18.1ポイント増加いたしました。

また、累計では、平成22年度から令和4年度までの13年間で、構成団体から約1,471億円の滞納案件の移管を受け、うち86%に当たります約1,265億円を収納してございます。

こうした結果も相まって、構成団体の一般税の徴収率は、令和4年度の徴収率の速報値が、市町村では、本格的な業務開始前の平成21年度が93.2%であったものが、令和4年度には98.5%と5.3ポイント上昇し、京都府では、平成21年度が97.2%だったものが令和4年度は98.9%と1.7ポイントの増加になってございます。

また、国民健康保険税等についても、23市町村から移管を受けまして、移管市町村の令和4年度の徴収率は、平成21年度と比べまして15.8ポイントの大幅増、これは平成21年度が74.4%だったものが令和4年度には90.2%、この差15.8ポイントの増となっております。

このように共同化の取組によって構成団体の徴収率向上に大きく貢献してきたところですが、これ以外にも滞納者にとっては統一的な基準の中で、1箇所ですべての納税相談等ができることで負担が軽減され、また、行政にあっては特に規模の小さな団体で、これまで配置される職員数の少なさや担当者の異動等で、専門的な知識やノウハウが蓄積されにくかったのが、共同化によりまして、そのノウハウ等の共有が進み、高い水準の納税者対応が安定して行われるようになったなど、府域全体の徴収に係る専門性や組織力が向上したのではないかと考えてございます。

次に、今後の取組の方向ですが、現在の滞納案件には、議員御指摘のように、コロナ禍あるいは物価高騰の影響を受けて厳しい状況が認められるものもありますが、滞納整理に取り組む当機構の姿勢自体は、これまでも、また、これからも変わるものではないというふうに考えてございます。

滞納整理は、滞納者の納税の意思や納税の能力を納税相談や財産調査等によって客観的な事実に基づいて見極め、その結果に見合う法律上の措置を速やかに講じるものでありまして、当機構ではこうした作業を通して、大量反復事務を公平、公正、迅速に行ってございます。

今後も適正な業務執行をもって、構成団体の財源確保に貢献してまいりたいというふうに考えてございます。

他の質問につきましては、関係理事者から答弁を申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは私からは、当機構がこれまでに行ってきた滞納処分の内容と、滞納整理に当たっての構成団体との情報連携について答弁申し上げます。

当機構の滞納整理の手順は、まず、滞納者に納付の催告や差押えの予告通知により履行を請求し、その際、納付ができないような個別事情があるなら、納税相談をするように促した上で、それでも納付がなければ、先ほど連合長から答弁がありましたように、滞納者の納付能力を客観的な事実に基づき判断した上で、滞納処分や納税緩和の法律上の措置を講じております。

当機構ではこれまで、平成22年度から令和4年度までの13年間で約10万9千件の差押

え等の滞納処分を執行し、換価等によりまして約 87 億円を滞納額に充当しております。差押え件数の内訳は、不動産が約 1 万件、動産が約 1,200 件、債権が約 8 万 5 千件で、換価が速やかで確実な預貯金、生命保険、給料等の債権の差押えを優先しながら、案件によっては家屋へ立ち入る捜索も行い、動産や自動車等を差し押さえております。

次に、滞納整理における構成団体との情報連携でございますが、構成団体で移管前に納税相談が行われた場合は、その内容を当機構へ確実に伝えてもらうこととしておりますし、また、特に迅速な滞納整理が必要だと考えられる倒産や手形不渡りの案件などについては、状況の連絡をいただいた上で、納期限前であっても早期に当機構へ案件を移管してもらうなど、案件の早期解決に向けた連携を取っております。

また、当機構が納税相談の中で聞き取った滞納者の生活状況や滞納処分の内容につきましては、その内容を記録した当機構の電算システムを通じて、構成団体が確認できるようにもしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 田井稔君。

○田井稔君 御答弁ありがとうございました。

税機構では、これまで適切な債権管理と滞納整理を行い、成果を上げてこられたことに對し、高く評価をさせていただきます。

税機構で滞納案件を一元的に整理していただくことで、各構成団体では現年分の納期内納付の業務に全力を注ぐことができ、相乗効果により構成団体の徴収率は向上し、そして住民生活の向上や福祉の充実などに充当できる財源の確保に繋がっていきます。

現年度分と滞納繰越分を合わせた徴収率が 99%を超える構成団体も出てきておりますが、こうした状況は、地方公共団体の財政上好ましいというだけでなく、税務行政における負担の公平公正の観点からも非常に望ましいものであります。

税機構におかれましては、今後とも引き続き、精力的な取組を展開されることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦です。通告によりまして、質問を行います。

初めに、令和 4 年度決算認定に関わって伺います。

取組実績を拝見いたしますと、ここ数年の移管額は、現年課税でも滞納繰越でも、減少を続けております。また、収納額も同様に、年度ごとに若干の増減はあるものの、減少傾向で、更に未納額も減り続けております。

そもそも高齢化、人口減少が進むと、当然のように移管額も比例して減少することは十分想定をされます。今後、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、京都府内で 2005 年の 264 万 8 千人をピークにして減少を続け、2040 年推計は 223 万 8 千人となり、41 万人減少してまいります。もちろん、対策を今後打つにしても、一定期間は少子化、高齢化、人口減少が進むことが当面避けて通れない課題となっております。その点で、今後の構成団体から移管を受ける滞納案件の傾向を、増え続けるとみておられるのか、そうでない

のか、減少していくと考えておられるのか、現時点での今後の見通しの分析をどうお考えか、お示してください。

これまでから、私は課税事務の共同化について、実質課税自主権が侵害されることにつながると指摘をし、また昨今では自治体業務の標準化が政府により進められているもとの、これまで独自に築いてきた業務や施策が損なわれていく可能性があるというふうに考え、指摘をしてまいりました。中でも税の扱いというのは、極めて慎重にあるべきではないかと考えております。その点で、そもそも、これまで課税事務の共同化をしてきた法人関係税や自動車関係税、固定資産税について、今後、個々の件数が増加をしていくのか、その結果、課税事務共同化の意義と必要性は更に高まっていくのかなど、今後の見通しをどのように評価されておられるのか、お答えください。

次に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に関わって伺います。

同法により、標準化に伴う市町村システムが変更されることとなり、地方税機構の関係システムの変更も必要になってまいります。その結果、新たな費用が発生することになります。しかし、これまでの質疑では、費用負担の具体的な数値等について明らかにされたことはありませんでした。このため、今後、システム変更にかかる金額、イニシャルコストはいつから、どれぐらい発生することになるのでしょうか、その負担は財源としてどうなりますか、それぞれ明らかにしていただきたいと思います。また、維持管理費、ランニングコストの目処はどう想定されますでしょうか。それはこれまでに比べ増加するのかどうかも含め明らかにしていただきたいと思います。更に構成団体の負担金が増えると考えますが、いつからどれぐらいこのシステム変更に伴って増えていくのか、その対応はどうなるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、地方税機構と構成団体との連携についてです。

コロナ禍に実施されましたゼロゼロ融資が京都府内全体で、令和3年3月までにおよそ4万7千件の申込みがあり、融資額1兆円となっております。この返済が本格化しているもとの、借換融資など新たな対策も実施されているものの、コロナ前の状況に戻っていないばかりか、物価高によりまして、今後の見通しが持てず、倒産件数が増加するなど、先行きの見えない深刻な影響が引き続き出ております。

このため、滞納や困窮の実態を包括的に掴むことが、寄り添って丁寧に対応する上で、避けて通れません。そのため、各地方事務所と構成団体が情報交換の場を設けるなど、密な連携をとる必要があると考えます。昨年の本定例議会で、私のこの趣旨の質問に、構成団体との連携は情報交換の場を設けているとの答弁がありました。そこで、先に述べたとおり、より緊密でより包括的な実態を把握することが求められているだけに、具体的に情報交換の場とは、各地方事務所ごとに、構成団体がどのような形で、何回程度行われているのでしょうか。また、これまでの協議等の経験から、コロナ禍や物価高の影響を踏まえ、どういった対策や対応の発展及び対策の強化が必要とされているのか、具体化されたものも含めて、今後の方針を明らかに具体的にしていきたいと思います。

さらに、構成団体から派遣される職員は、必ずしも税務行政に携わったことのない方になっております。いわゆる一般的な業務研修だけではなくて、換価の猶予なども含め、市町村

との情報共有や実態把握をはじめ、包括的な公務員としてのスキルが求められると考えます。私はそのための特別の職員研修等が必要だとこれまでから求めてまいりました。その点、コロナ禍や物価高の実態や、コロナ等で実施した支援制度の状況も踏まえ、どのようにこの研修について改善をされていますか、具体的にお示しをいただきたいと思えます。

質問の最後に、マイナンバーシステムとの関係についてです。

これまで住民基本台帳ネットワーク等を活用したり、それぞれネットなども活用し、税機構の電算システムなども活用して情報の共有がされてまいりました。一方で、政府はマイナンバーシステムを本格的に稼働させるべく、カードの普及や情報の紐付けについて2万ポイントなど税金でインセンティブまで与えて、任意のカード普及に躍起になってまいりました。一方、保険証の廃止とマイナカードとの紐付けによるトラブルが続出し、6月2日には保険証廃止を法律で決めたにも関わらず、保険証に代わる資格確認書を当面継続する方針が示されるなど、国民的な批判の前に行き詰まりの様相を呈してきております。

そこで伺います。地方税機構に移管された滞納データ収納額等、政府が何がなんでも強引に進めるマイナンバーシステムとの関係でどういった扱いになるのでしょうか。また、差押え等を行う場合の年金等の口座情報の扱いについて、地方税機構として、マイナンバーとの関係はどうなっていくのでしょうか。府民に具体的にわかりやすく明らかにしていただきたいと思えます。いかがですかお答えください。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、人口減少や少子高齢化が進む中での、今後の徴収や課税の動向などについて、答弁申し上げます。

まず、当機構の業務量は、徴収では、議員からお話がありましたように、これまでの構成団体や機構での税収を確保する努力もあって、滞納移管案件は徐々に減少してございます。反対に課税では申告勧奨や捕捉調査等の成果もあって、法人関係税や固定資産税の償却資産では確定申告書等の受付件数は増加傾向にあり、自動車関係税の申告書の受付件数は、おおよそ横ばいで推移してございます。

日本及び京都府の人口は2004年をピークに減少し、高齢化も進んでおりますが、これを背景に、機構の業務で特徴的な傾向が出てきているのかを現場にも確認したんですが、現状、明らかな事象として捉えられるものはないと、こういう報告でございました。

ただ、こうした流れが続きますと、21世紀の半ばには2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢化社会になるといわれてございまして、これに伴い労働力人口は減少し、生産性が落ちる可能性もございまして、税全体では課税件数の減少、当機構においては滞納移管件数の減少といった事象が出てくることはあろうかというふうに思っております。

一方で、増大する社会保障費と働き手世代の負担増加という受益と負担の問題から、将来的に税制が見直されるということも考えられますので、課税や徴収の税務状況の先行きを見通すことは、現時点では難しいというふうに思っております。現状を見ますと、人口の減少により、課税件数が急激に減少することは考えにくいですし、また、そもそも機構の共同化の目的というのは、徴収であれ課税であれ、納税者の利便性の向上や業務の効率化、そし

て公平公正な業務の推進であって、この要請はどのような状況になろうとも行政に求められるものでありますので、今後とも共同化を続けていく意義というのは大きいと考えてございます。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁を申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは私からは、地方公共団体情報システムの標準化、構成団体との連携、マイナンバーの取扱いについて答弁申し上げます。

まず、地方公共団体情報システムの標準化に伴う当機構のシステム改修に係る費用ですが、構成団体の 25 市町村では、次期システムの構築事業者を選定し、現在、令和 7 年度までの移行に向けての改修の詳細な検討を進めております。これに合わせて当機構もデータ連携のための課税システムの改修について調整をしているところでございまして、これらに係る初期費用や維持管理費、また、具体的なスケジュール等もこの改修内容の結果によって決まっております。

これらの費用は、各構成団体の新たな負担となりますが、課税事務共同化では、これまで納税者の利便性の向上や構成団体の業務効率化等に寄与してきたところでございまして、今後もこの共同化の業務を適正に進めていく上で、このシステムの改修は必要となります。当機構としては、構成団体の負担ができる限り軽くなるよう、改修の内容や、国の補助に向けた調整を構成団体と図っております。

次に、各地方事務所と構成団体との情報交換の場についてですが、構成団体から引き受ける案件はその状況が様々であることから、情報交換の持ち方も各事務所で一律ではございません。

例えば、実施方法では、地方事務所や構成団体の各所属長や実務担当者が出席する会議方式で行う場合もあれば、電話でのやり取りで完結する場合があります。また、回数についても、定期的に行うこともあれば、必要に応じて行うというように、移管案件の状況を踏まえて、適正かつ迅速に、事務処理が進められる手法を現場では取っております。

こうした情報交換も踏まえて滞納整理を行います。その進め方は、先ほどの連合長の答弁のとおり、コロナ禍や物価高騰の影響を受けている場合でも、滞納整理に取り組む当機構の姿勢はこれまでと変わらず、滞納者の納税の意思や能力を客観的な事実をもって見極め、その結果に見合う法律上の措置を速やかに講じているところであります。

滞納整理に係る研修につきましては、職員のスキルアップのため、段階別の講義実践研修や、OJTとして上司と部下、先輩と後輩の組み合わせによる相談対応等を通じた生きた学習もしてございまして、滞納整理のノウハウとともに、納税者に接する時の対応は丁寧に、姿勢は毅然として臨むことが身につくよう目指しております。

なお、昨年度はこれらに加え、社会情勢研修として、生活福祉資金制度の内容や貸付状況を把握する研修も行ったところであります。

最後に、当機構のマイナンバーの取扱い等についてでございますが、当機構のシステムは、特定個人情報について情報連携を行うネットワークをはじめ、他のシステムとは接続をして

おりません。当機構の滞納整理におけるマイナンバーの取扱いは、構成団体から滞納案件の移管を受ける際に、案件ごとに個人番号を取得し、滞納者の名寄せ作業においてのみ利用しておりまして、それ以外にマイナンバーは利用しておりません。

また、マイナンバーに登録されている公金受取口座は、公金の受け取りのためにのみ利用することとされており、この情報を利用して差押え等はできないことになっております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 一点、まず要望させていただきたいと思います。

最初に連合長からお答えをいただきました、今後のトレンドをどう考えて、税機構の役割をどうするかということについてですけれども。いずれにしても、今後、人口減少トレンドということは避けて通れないわけですから、その意味では丁寧に寄り添って相談に乗っていくということになりますと、やはり身近に相談に乗るということが一番合理的で原理的ではないかなというふうに思っております。

しかも地方税機構のこの間の御努力もあったかと思うのですが、先ほど、最初の方の答弁でも、一般税で98%徴収だということになっておりますけれども、この間ずっと同じような数字になってきているかと思えます。そういう意味ではこれ以上徴収率がアップしていくことは現実的には難しいところまできていると、全体としては件数が減っていく傾向にあるというふうになりますと、やはり改めて地方税機構として、住民にとってどういうデメリットがあるのかについては、出発して大分時が経っておりますので、その点についてはよく総括をしていく必要がある時期に来ているというふうに思っておりますので、この点は要望として求めておきたいと思えます。

数点再質問させていただきます。

まずコストに関わってですが、答弁でも標準化に関わるコストについてお聞きしましたけれど、新たなコストがかかることは間違いないが、一体どれぐらい負担が増えているのか、あるいは増え続けるのか等についても、現在でも分からないと、私が質問したのは去年の議会だったと思うのですが、一体いつ分かるのでしょうか。それはまず、明確にお答えいただきたいと思えます。

もう一点、地方税機構の設立当初ですね、この構成団体の財政負担の軽減と、これもかなりメリットがあるんだということで、当時の記憶を辿ると金額的な数字も出して、メリット、デメリットがあるんだということを中心に説明された記憶があります。それで、今述べたように今後の負担、コストについてはどうなるかまだ分かりませんという話で、メリットがあるというふうに言われると、構成団体はすごく困ってしまいますということになりますので、当初に言われていたような、コスト削減ができるんだということとの関係にも立ち返って、今後どうなっていくのかについてですね、そうした比較、現時点での比較ですね、これどうなっていくのかについても、明らかにさせていただきたいというふうに思いますが、その点はどうなっていくのでしょうか。そういうことも含めた、府民に明らかにする努力をしていただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。

次に、機構と自治体の連携についてですが、国税徴収法とか国税通則法に基づいて、換価

の猶予とか納付の猶予措置を行われておりますけれども、本来基礎自治体で対応できるし、しなければならないはずなのに、税機構に移管されて猶予措置が取られるというふうなことは、私は一貫して言っておりますけど、制度の趣旨から言って、事務手続だけ税機構がやって、他は課税もして、相談業務なども税機構でもやるけども、実際は、課税権は自治体にある、徴収は税機構がやるというのも、私は本当におかしいなと思うんですけれども、先ほどの答弁でもありましたが、猶予措置等を行うためには、丁寧な実態把握が必要で、客観的事実や意思に基づいて対応するんだというお話が答弁でありましたけれども、それはその通りなのですが、それをやろうとするがために、構成団体との連携をしていますという話でした。しかしですね、もともと構成団体のところの窓口などで丁寧に実態把握をするというのが前提で、それが移管されたからといってまた構成団体と相談し、対応していくっていうのも、本当に二度手間と言いますか、総体としてその人の暮らしや実態を掴むっていうことが、基礎自治体の役割のはずなのに、よりロスや時間がかかるということになるのではないかというふうに私は考えます。その点、地方税機構でないといけないという根拠について、改めて具体的にお答えいただきたいと思います。

もう一点、マイナンバーシステムとの関係についてはいくつか限定的な利用ということになっておりますけれども、そうであるのであれば、地方税機構業務とマイナンバーを関係させるメリットがどこにあるのか、あるいはデメリットはどうなのかと、それぞれお答えいただきたいと思います。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私の方からはまず、コストの関係についてお話しさせていただきます。

今回、標準化の関係でコストがなかなか出てこないということがございます。標準化の関係については、5年度に入ってから、実際、市町村さんの方で具体的な調整をされていらっしゃるんですが、まず、市町村さんの標準化の作業、改修内容等が定まりませんと、我々はその改修されたシステムに対してデータをつなげるといったシステム改修になりますので、その状況によって、時期的なものでありますとか、また、金額がどれぐらいかかるかがはっきりしてまいりますので、いつなのか、どのぐらいなのかと言われても、まだ具体的に持ち合わせていないというのが正直なところでございます。ただ、この標準化は、国の方で7年度末までに仕上げるという形になっておりますので、その時期までにやっつけようとなれば、5年度は改修の内容を調整されておりますが、改修は6年度の予算に上げていくこととなりますので、6年度の予算に向けて、具体的な数字を固めていくことが我々の今の作業かなと思っております。

その改修費用というのは確かに構成団体の負担という形でございますが、経費の軽減と相反するのではないかとのことでございますけれども、そもそも我々が今やっている共同化は、これは一般の市町村さんがこれまでやられてきたこととは違う作業で、府と25市町村で一緒になって納税者の利便を図る、例えば窓口の一本化とかいう形で利便性の向上や効率化を図っていくというものでございます。我々がやっているのは、一つ上の納税者の利便性を図っているものでございますので、これに係る費用につきましては、一定御了解をいただける

ものと思っているところでございます。

次に、機構と構成団体の連携の関係でございます。

基礎自治体で、実際、納税者の方の状況を把握するのが客観的事実の把握という意味でいいんじゃないかというお話がございましたけれども、この納税者の客観的事実というのは、御本人さんが納税相談でいろいろと御事情もお話されますけれども、それに加えて、実際に資産がどれぐらいあるのか、毎月の収入がどれぐらい入ってくるかといった財産調査も踏まえて、客観的に判断をし、その上で滞納処分という形をとるのか、状況によっては緩和の措置の方でいくのかを判断させていただきます。この財産調査もなかなか大変でございます、もともと、基礎自治体でやりづらかったということがございまして、これを我々の方で銀行等に照会をかけるなどしてやっておるところであります。より時間がかかるんじゃないかというお話もありましたけれども、そこにつきましては、そういった時間がかかるものは、我々でないと、というふうに考えているところでございます。

マイナンバーのシステムのメリット、デメリットにつきましては、担当の方から答弁させていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○業務課長（井関秀之君） それでは私からは、マイナンバーの利用につきまして答弁申し上げます。

マイナンバーにつきましては、現在機構におきましては名寄せのみに使用しているという限定的な利用ではございますけれども、複数の構成団体から移管を受けた案件について、正確に名寄せを行うという点におきましては、十分大きなメリットがあると考えております。

一方、デメリットにつきましては、考え得るデメリットとしては情報漏えいというようなことが想定されるのかもしれませんが、システムの決して機構から外には出ないような仕組みを取っておりますし、利用できる職員も最低限の人数に限定して利用しておりますので、今のところデメリットはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 最後にいたしますけれども、御答弁いただきありがとうございます。

コストについては、お話もありましたが、まだ分からないけれども、了解を業務上、共同化などで得られるのではないだろうかという話ですが、果たしてそうかと。つまり府民的には何も分からない中で、構成団体にとっては、課税事務の共同化をしているということなどの理解が一定されている中で、一定コストがかかっても仕方ないなという話かもしれませんが、地方税機構の設立は、もともと府民の利便性の向上ということになってございまして、その点でコスト問題も、先ほど再質問の時にも言いましたけれども、コストも下がるんですよと、構成団体もそうですという話がされた中でやってきているのに、ここに来てデジタル化が進んで政府がやろうとしているから、一定コストがかかっても仕方ないんですよという話に果たしてなるのかと、そういう説明を別に地方税機構が府民の皆さんにしたことも一度もないわけで、やはりそこは、自分たちがやっている業務が正当だから、これは理解される

んだというのはちょっとおこがましい話だと私は思いますので、そういう意味ではいつ頃までどれだけ負担がかかるのかと、構成団体への説明をもちろんですけど、構成団体も含めて、住民の皆さんにそのことについて、どう明らかにしていくのかということについては方針を持ってやる必要は私はあると思いますので、そのあたりは本当にメリット、デメリットも含めて、当初はやってきたわけで、それがやっぱり今ないがしろにされているのではないかなというふうに思いますので、そこは厳しくですね、住民の皆さんに伝わるようにしていただきたいし、そこで問題があるのであれば、やっぱり立ち止まるということも含めた判断が、私は必要ではないかなというふうに思います。

それと連携についてですけれども、部分的に例えば財産調査のような数値的な確認をするとかいうことについて、共同的にやったほうがいい場合もあるでしょう。だけれども、もともと納税者の方にやっぱり丁寧に行き届いて、その気持ちや実情に寄り添った対応をしていくというのが本来の趣旨ですよ。税金ってそういうことでありますから、そこから言った時に、部分的にそういうことがあるから、税機構の業務全部がいいんだとは必ずしも言えないわけだから、やはりそういう意味では、人口も減少していくとか件数も減少していくことが想定されるもとの、地方税機構自身が本当にこのまま進めていくことがいいのかどうかですね、やはり毎回のように言うておりますけど、深く総括をしていくということが改めて必要ではないかなというふうに私思いますので、その点で強く求めておきたいなと思います。

あと、マイナンバーについても、情報漏えいの問題という全国的な問題があるんでしょうけれども、そもそもマイナンバーで、地方税だけから漏れていくってことはあるかもしれませんが、それは当然ないように努めていただくしかないんですけど、それよりも、マイナンバーカード自身もその、情報漏えい問題とか、これは国レベルの問題だと思いますけれども、あるいは紐付けに対する不安だとか、あるいは紐付けの中身がそれぞれ違ってくるということが当然起こってくるので、余計に煩雑になる可能性も当然あって、そういう中でマイナンバーの利用を進めていくのかどうかについてもですね、これは税機構の判断として、これはぜひ、国全体の問題として、税機構がそれを受け入れていくのかどうかについては、やはり自己省察していく必要があるんじゃないかなと思いますので。その点を強く求めて私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第7「第1号議案」を議題といたします。

○議長（荒巻隆三君） これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、坂本優子君に発言を許します。坂本優子君。

〔坂本優子君登壇〕

○坂本優子君 こんにちは。宇治市議会選出の坂本優子です。

第1号議案「令和4年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルスの感染者が初めて日本国内で発見されてから今年で4年目を迎えています。感染者数は累計で約3千3百万人を超え、死亡者数も約7万4千人を超えるパンデミックを経験し、更にこの間の円安、物価高騰、人員・資機材の不足、急速に進む人口減少、少子高齢化、ロシアによるウクライナ侵攻など、コロナ禍の上にこれまで経験したことの無い深刻な影響が府民の暮らし、営業、地域経済を直撃しております。かつてない府民生活を襲う容易ならざる事態に対し、書面だけの滞納処理、対応では済まされません。本来、それぞれの市町村の根幹業務である税や国民健康保険料等の徴収は、住民の暮らしや地域経済の動向を掴みながら行うべきであります。

しかし、徴収業務について、徴収率を上げ地方財政を確保するなどの目的から、特別公共団体である地方税機構に移管してまいりました。それならば一層、税機構が納税者の今日の困難に敏感になり、より丁寧な徴収業務を行う必要があります。

2022年度の歳入歳出決算書の徴収実績を見ると、22年度の移管総額は、149億7千3百万円となり、現年課税額は前年度比8億2千3百万円増の84億1千万円となっております。一方、滞納繰越額は8億9千2百万円減で65億6千3百万円となり、滞納繰越額は減っております。

このことは、府民の暮らし、営業の困難を如実に表しているのではないのでしょうか。帝国データバンクによると、22年上半期の国内企業の倒産件数は前年比で1.2%減の3,045件だったものの、下半期は前年度比13.6%増の3,331件となっております。更に今年に入って、23年1月から6月までの上半期では、前年比31.6%増の4,006件となっております。京都府内でも、22年度1月から12月の間の倒産件数は前年比で22.9%増、231件に上り、2年ぶりの増加となっております。

こうした納税者の実態を、基礎自治体と情報を共有して、丁寧な対応、法に基づく適切な対応を行っている、これまでの答弁でも、本日の一般質問でも繰り返されておられます。しかし22年度3月から新型コロナ対応として、生活福祉資金貸付の緊急小口融資や総合支援資金の返済、様々な事業者への貸付の返済が開始され、持続化給付金など事業者への様々な給付金は収入と認定され、税、国民健康保険料、介護保険料などの負担が増加しております。もともとコロナ禍で、生活や事業に困窮している府民事業者にとっては、営業を続け、生き延びていくために借り入れた資金が、結局、税や社会保険料の収入基準の引き上げとなって、生活も営業も圧迫する事態となっております。地元の商店街を歩いても、コロナ禍の中で、持続化給付金や様々な貸付で営業を維持してきた事業者からは、収入が増え、結局、税や保険料などの負担が増えたと、殺生だと、もうこれ以上事業は続けられない、こうした切実な声をたくさんお聞きします。

丁寧な対応と言うならば、納税者の困難な実態を基礎自治体と十分に共有し、強引な徴収はするべきではありません。納税者の未曾有な困難な実態を掴み、鑑み、住民福祉の増進に向け、税機構のあり方そのものを見直すべきであることを申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、松山義宗君に発言を許します。松山義宗君。

〔松山義宗君登壇〕

○松山義宗君 伊根町議会選出の松山義宗でございます。

ただいま上程されております「令和4年度京都府地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の議案について、賛成の立場で討論をいたします。

3年余りに及んだ新型コロナウイルス感染症は、5類感染症へと位置付けが変わり、徐々に通常の生活に戻りつつあると感じております。

まずは、医療関係者をはじめ、様々なお立場で、これまで御尽力をいただきました方々には感謝を申し上げます。ただ、住民の安全安心を守る行政にあつては、再びの感染拡大を想定した対応を引き続き講じていく必要があります。

また、現在の長引く物価高騰は生活や経済活動に深刻な影響を与えており、これに対しましても、行政は住民、地域や産業を下支えする支援を講じなければなりません。

そして、我が町、伊根町でも最も大きな課題となっております、人口減少と少子高齢化への対応があります。

我が国は、令和4年の出生数が統計開始後初めて80万人を割るなど、人口減少等の進行に歯止めがかからず、労働人口の減少、人手不足による地域社会の衰退という負の連鎖の影響が出ております。

伊根町でも、令和5年度に伊根町産米のブランド化、販路開拓等を行うブランディング事業を予算化し、優良米の生産向上や農業者の生活向上に繋げようとしておりますが、そもそも第一次産業の振興に当たっては、少子高齢化による担い手不足という大きな問題を抱えております。

少子高齢化の進行を防ぐ一助として、伊根町では、高校生までの医療費の無償化、保育料の軽減、減免、小中学校での給食費、教育費、修学旅行費の無償化といった、子育ての支援にも力を注いでいるところではありますが、十分な成果を得るまでの道のりは長く、今後も支援を続けていく必要があります。他にも国道178号線をはじめとする主要道路の強靱化、観光客が多く訪れる伊根地区の賑わいの他の地域への波及、付加価値産業の創出といった、地道で息の長い取組もしていかなければなりません。

このように町民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進める取組には、税収をはじめとする財源の確保が最も重要でございます。

当町の財政は、地方交付税や国府などの支出金といった財源に依存する状況であり、自主財源である町税を確保する取組は非常に重要であります。そうした中で、税機構は、収納率の向上に加えて、固定資産税等の公平公正を追求した課税事務でも、税収を確保するなど、成果を上げられております。

また、今回の提出議案である「令和4年度京都府地方税機構一般会計歳入歳出決算」の内容においても、監査委員の意見書にありますように、各種事業を実施するための必要な歳出を各構成団体からの負担金を用いて適正に執行されているところです。

各構成団体は、その地域の実情に合った様々な取組を進めていかなければなりません。税機構には、今後も適正な業務遂行に努めていただき、税収の確保など、構成団体の期待に

応えていただくことをお願いしまして、本議案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（荒巻隆三君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） これより第 1 号議案「令和 4 年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決に入ります。採決は挙手により行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 賛成多数であります。よって、第 1 号議案は原案どおり認定されました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、令和 5 年 8 月、京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 18 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 荒 巻 隆 三

会議録署名議員 酒 井 常 雄

同 徳 谷 契 次